

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定業務を委託するにあたり、民間事業者が有する高い専門知識等を基に、町の特性を活かした事業の提案や助言を受け、今後の介護保険事業の適正な推進の指針となる事業計画を策定するため、公募型プロポーザル方式により、委託事業者を選定するもの。

2 業務の概要

- (1) 業務名 五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務
- (2) 業務内容 「五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 提案上限額 4,340,000円（消費税及び地方消費税を含む）
なお、提案価格が上記上限額を超える場合は、当該提案は無効とします。

3 受託者選定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

4 全体スケジュール

日 程	内 容
令和8年5月26日（火）	実施要領の公表
令和8年6月 1日（月）	参加申込書提出期限
令和8年6月 3日（水）	プレゼンテーション案内送付
令和8年6月24日（水）	選考会（プレゼンテーション・優先交渉者選定）
令和8年6月下旬（予定）	審査結果通知・契約締結

※日程は変更する場合があります。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、五ヶ瀬町競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または契約締結時までに登録予定である者であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

なお、優先交渉権者となった場合は、契約締結までに登録を完了していることとします。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 五ヶ瀬町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団である者。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が五ヶ瀬町暴力団排除条例(平成23年条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団関係者である者。

- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。
- 3 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び地方税(都道府県税、法人市町村民税)を滞納していないこと。
- 4 市町村発注の第8期以降の「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」の策定業務を受注し完了した実績を有すること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本等の業務の一部のみを受託した実績は含みません。
- 5 本業務を遂行するために必要な能力・経験を十分に有し、業務実施にあたっては常に本町との連絡調整に対応できる体制を整えることができる者であること。
- 6 複数の事業者による共同提案は認めません。

6 参加申込書の提出

公募への参加を希望する者は、本実施要領及び業務委託仕様書を熟読の上、提出書類を作成し期限までに提出してください。

(1) 提出書類

① 参加申込書(様式1)

② 業務実施体制調書(様式2)

業務を実施する上での管理責任体制、業務執行体制等についてわかりやすく示すこと。

③ 受注実績調書(様式3)

同種業務の自治体からの受注実績を記載すること。

④ 会社概要書(様式4)

※以下⑤～⑧については、五ヶ瀬町競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、提出不要とします。

⑤ 法人の履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可)

⑥ 直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し

⑦ 国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)について未納がないことの証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可)

⑧ 都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)※必着

ただし、①～④については、電子メールでも提出可能とします。

(4) 提出期限 ①令和8年6月1日(月)

②～⑧令和8年6月12日(金)

(持参の場合は、土・日を除く9時から17時まで)

7 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、随時、受付を行います。質問書（様式5）を電子メールにて提出してください。電話・来訪による質問は受け付けません。

なお、受け付けた質問は、電子メールにより参加申込者全員に回答します。また、質問に対する回答は、本実施要項及び仕様書等の追加または訂正とみなします。

8 企画提案書の提出

(1) 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

(2) 提出書類

提出書類	備考
企画提案書	A4版両面印刷 長辺綴じ なお、A3版を使用する必要があるときは片面印刷として片袖折りにして綴じ込む。
業務の実施方針、工程計画、業務フロー	業務の実施方針について簡潔に記載すること。 業務開始から業務完了までのスケジュールについて、業務ごとに表形式で記載すること。
見積書	見積総額（消費税及び地方消費税を含む）のほか、業務別の積算内訳を記載すること。

※様式は全て任意様式とします。

なお、事前提出は求めません。選考会当日、プレゼンテーション開始までに提出してください。

9 委託候補者の選定

(1) 選考方法

本町職員5名（福祉課長、介護保険係2名、地域包括支援係2名）で構成する「選考会」において、提出された企画提案書等の審査及びプレゼンテーションを実施し、委託候補者を選定する。

(2) 審査基準

審査については、別表「五ヶ瀬町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託に係る業者選考審査基準」のとおり。

(3) プレゼンテーション

① 日 程 令和8年6月24日（水）

※時間等の詳細については、参加者が決定後、開催案内を送付します。

② 会 場 五ヶ瀬町役場 2階 災害対策室

③ 出席者 3名以内とする。必ず、本業務の主担当者が説明すること。

④ 説明時間 30分以内とする。

（事前準備及び片付けを含む。説明25分以内、質疑応答5分。）

⑤ 使用機材 モニター及びHDMIケーブルは町で準備する。パソコン等必要な機器は、参加事業者が準備すること。

(4) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対し、令和8年6月29日（月）（予定）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知します。なお、審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとします。

10 参加辞退

参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を電子メールで提出してください。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出書類の提出後の内容変更は認めません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- (5) 採用した提案内容に関する使用権は、本町に帰属します。

12 提出・問合せ先

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地
五ヶ瀬町 福祉課 介護保険係（担当：那須）
電 話：0982-82-1702
E-mail：kaigo@town.gokase.miyazaki.jp

五ヶ瀬町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託に係る業者選考審査基準

評価項目		評価基準
1. 業務実績	①計画策定の実績	高齢者福祉計画・第8期及び第9期介護保険事業計画策定の業務実績があるか。
2. 業務体制	①専任（主たる）担当者等による支援体制の充実度	業務を遂行するための適切な人員配置及び柔軟な支援体制をとっているか。
	②個人情報の保護に関する対応	プライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を受けており、複数回更新した実績があるか。
3. 提案内容	①業務を遂行する上で必要な制度等に対する理解度	法令や国・県の指針に基づき、介護保険制度の動向を踏まえた提案となっているか。
	②人口推計・給付分析	人口推計、給付分析の手法が理論的かつ適正であるか。
	③現状把握・課題整理	本町の特徴を的確に考慮したうえでの提案となっているか。
	④各種調査の分析	在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析支援が十分であるか、また、計画策定に反映するにあたっての方法、方針が的確であるか。
	⑤提案書の構成・視認性	イメージ図、イラスト、グラフ等を使用し、理解しやすい提案書となっているか。
	⑥作業工程	業務の実施に際して、作業計画、作業内容、作業スケジュール等、具体的な手法及び工程が妥当なものであるか。
	⑦進捗管理	計画の進捗管理を行うための手法が提案されているか。
4. 見積額	①本業務委託の見積額	提案内容に対して見積金額が相対的に妥当であるか。